

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び  
「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の変更案に関する意見募集  
の結果について

令和5年6月30日  
国土交通省  
総合政策局・鉄道局・自動車局

国土交通省では、令和5年5月16日から令和5年6月15日まで、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の変更案に対する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 実施方法

### (1) 募集期間

令和5年5月16日（火）から令和5年6月15日（木）

### (2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

### (3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

## 2. 意見の数

提出意見数 2件

## 3. お問い合わせ先

国土交通省総合政策局地域交通課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8987

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方
1	<p>「道路運送高度化事業の一類型として、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いる事業が新設された…」とのことですが、交通事業者の従業員に十分な時間と教育システムで当該設備に関するスキルアップをさせなければ、当該設備を用いる事業は新しい形の交通災害を招くことにならないでしょうか？基本的には各交通事業者に「先端的な技術を活用した設備」の教育を一任することになるのですが、交通事業者においては不十分なまま新設備や新システムの導入を図ろうとするかもしれません。特にバス会社は現状の安全教育もままならず時にバスの転落や過労運転などのニュースになることもあります。新設備は作業内容の変更に準じますので労働安全衛生法59条2項が適用されると考えます。事業者で安全衛生教育を計画して、その計画を提出させチェックする必要があると思います。また、そもそも就業規則に安全衛生教育がきちっと定められているのか確認する必要もあります。もし就業規則に安全衛生教育が定められていないのなら交通事業者の従業員は安全衛生教育を受ける義務がないと受け取られないでしょうか？交通事業者の従業員も正社員ばかりではなく契約社員、嘱託、アルバイトなど多様方々が見えると思います。正社員用の就業規則や教育訓練があっても契約社員、アルバイト等には適用されないなどの場合は実際の運用で安</p>	<p>今般の省令改正では、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間の短縮に資する設備自体の要件について定めることとしております。設備の導入に関する御意見につきましては、今後の施策の実施にあたり参考とさせていただきます</p>

	<p>全が軽視されるのではないかと心配します。</p> <p>地方自治体や地域公共交通活性化協議会では交通事業者の就業規則や安全教育、訓練計画を確認するべきと思います。そして安全教育、訓練計画が不十分な交通事業者には、その従業員を十分な安全教育を行っている交通事業者と共同で訓練させるなど指導してあげるべきではないでしょうか？</p>	
2	<p>電気自動車の導入だけでなく、天然ガスを燃料とする大型トラックや、バイオエタノールやバイオディーゼルの使用も促進すべきではないか。大型トラックに天然ガスを充てんするための設備の整備も必要なのではないか。</p>	<p>今般の改正は、地域公共交通であるバスとタクシーを対象とする道路運送高度化事業について、車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業として、電気自動車その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、転倒防止につながる優れた加減速性能を有する自動車を用いる事業を位置づけたことに伴い、導入にあたっての留意事項を定めたものです。</p>